

当座勘定規定改定のお知らせ

株式会社みなと銀行

当社では、手形・小切手の全面電子化に向けた取り組みとして、2024年1月4日（木）以降に開設された当座勘定について、手形および小切手の発行を終了させていただきます。それに伴い、当座勘定規定の一部を改定させていただきます。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。新規定をご入用のお客さまは窓口までお申し付けください。

【当座勘定規定の改定内容】

以下の条項を追加・変更いたします。（下線部分を変更）

改定前	改定後
<p>7.（手形、小切手の支払い）</p> <p>（1）小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>7.（手形、小切手の支払い・<u>発行</u>）</p> <p>（1）同左</p> <p>（2）同左</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当座勘定について発行したキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）</u>を使用してください。<u>キャッシュカードの使用については、「当座カード規定」に定める方法によります。</u></p> <p>（4）<u>2024年1月4日以降に開設された当座勘定については、手形および小切手の発行はいたしません。その場合、当座勘定から支払いを行うときは、キャッシュカードを使用してください。</u></p>
<p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）当社を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>（3）前記（1）および（2）以外の手形または小切手については、当社はその支払いをしません。</p> <p>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>8.（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）同左</p> <p>（2）同左</p> <p>（3）同左</p> <p>（4）同左</p> <p>（5）同左</p> <p>（6）同左</p> <p>（7）同左</p> <p>（8）<u>2024年1月4日以降に開設された当座勘定については、手形および小切手の発行はいたしません。</u></p>

【改定日】

・2024年1月4日（木）

【対象規定】

・当座勘定規定

以上